

3
360

產婆笹川美壽著述

產婆十三戒全

明治廿五年十一月

序

人ノ斯世ニ在ルヤ各自己レカ業務ニ對

ル處無カルヘカラヌ余笹川ニ子氏ノ産婆

ニ訓スル十三戒ヲ觀ルニ其述ルトコロ産婆

ノ職務ニ對シ遵守スヘキ條項細大漏スナシ

世ノ産婆タル者能ク之ヲ守ラハ蓋シ世ヲ益

スルヘシ



明治廿五年九月廿五日

醫學士 長谷川 寛 治



題 產婆十三戒卷首

產婆笹川美壽君新潟醫學校ニ於テ卒業以來
十年于此其間夥多ノ產婦ヲ取扱又產婆學校
ノ教員トナリ或ハ產婆養成所ノ主宰トナリ
或ハ產婆試驗委員トナリ幾多ノ實歷經験ニ
據テ技術完熟斷案神ノ如シ予ノ妻亦君ヲ煩
ハシテ安産スルヲ得タリ頃者業務ノ餘暇産
婆十三戒ヲ著シ予ノ一言ヲ索メラル其書簡
明確當適切有益ナルヲ業已長谷川醫學士序
述無遺余又何言因テ聊君ガ實歷ノ一端ヲ序
シ以代題辭

明治二十五年十月廿日將赴大演習之前夜

楠齋 片桐 正氣

四

第一 順序

凡ソ物ヲ行フニ次第ヲ定メ以テ其道ニ從ヒ我目的
ヲ全フセンコトヲ勤ムヘシ

足ひきの深山ふみわけいらむには籠の道に心定めよ

第二 純良

篤實ノ性質ヲ失ハス品行ヲ慎ミ渾テ世人ノ稱賛ト
信用ヲ得以テ益々身ヲ高尚ノ域ニ進ムヘシ

吹風によしたわむとも呉竹の正しき節はたかはさりけり

第三 温和

人ニ接スルニ粗暴浮薄ニ失セス殊ニ産婦ニ對シテ

五

ハ最モ温和ヲ旨トシ且ツ同業者トハ協同和合シ敢
テ人ヲ輕蔑スルコトナク又貴人ニ對シテハ常ニ敬
禮ヲ欠クヘカラス

山川のひくきに傳ふ岩清水流れても猶すみ渡りけり

第四 擔任

産婦及ヒ産兒等ハ産婆ノ擔任スヘキ至大ノモノナ
レハ縱令健康ニシテ純良ノ經過ヲ得ル者ト雖モ尙
産婆ハ常規ニ從ヒ懇親ニ職分ヲ盡シ且ツ産家ノ貧
富ヲ問ハス平等ニ職務ヲ施スヘシ

繁りあふいはらかもともたちならし道は常にも迷はさらなむ

第五 忍耐

産婦ニ於テ産婆ノ教示ヲ守ラサルコトアルモ強テ壓
制セス又敢テ放任セス反復撓マス丁寧ニ漸次諭告
スルコトヲ勤ムヘシ

大船の心ゆたかに思ひつゝ身を碎きてもたへ忍びてむ

第六 懇切

産婦ニ向テハ最モ懇切ニ患苦ヲ慰メ産婦ノ患フル
所ハ共ニ之ヲ患ヘ始終慈愛ノ心ヲ失ハサルヲ要ス
若シ産婦痴憂愚恐ノ念ヲ懷ク時ハ其迷想ヲ懇切ニ
説諭スヘシ

もちひずば猶ほ幾度も諫めつゝ賊の道に誘ひてしかな

第七 清潔

産婦産兒ノ身体衣服室内及ヒ器具等ノ不潔ナラサル様注意シ又産婆自ラモ衣服身体ヲ清淨ナラシムヘシ

いさきよく身をは清らにしら玉のすきとほるまでいさや磨かむ

第八 沈黙

已ニ益アリ人ニ益アルニ非サレハ猥リニ語ル可カラス若シ産婦ノ密事ヲ他言スルニ於テハ人ノ榮譽ヲ損セシムルカ故ニ産婆タル者ハ沈黙シテ専ラ業務ニ従事スヘシ

假初の言の葉だにも心せよいはぬはいふに増る習ひを

第九 勤勞

光陰ヲ無益ニ費スヲナク學術及ヒ實地應用ニ練達シ世上母子ノ安全ト有益ナルヲ勤ムヘシ

たくひなき眞玉なりとも心して磨かざりせば光りやはせむ

第十 銘心

技術ヲ行フニハ先ツ確實ナル鑑定ヲ爲シ若シ其術ノ好果ヲ得ルヲ能ハサルノ疑念アルニ於テハ寧ロ着手セサルヲ緊要トス決シテ僥倖ヲ期シ半途ニシテ再考スル等ノ粗忽アル可カラス

わけゆかは露やこほれむ萩の花咲の盛は其儘に見む

第十一 確志

一旦目的ヲ決シタル點ニ付テハ必ス終ヲ全フシ中
途ニ於テ小事ニ支ヘラレ輕卒ニ心ヲ動サス飽迄産
婆ノ本分ヲ貫徹スルヲ要ス

衝のためたてし柱の動きなく仄の心もかくそあるべき

第十二 注意

産婦及ヒ産兒ノ健康ト否トハ一ニ産婆ノ注意如何
ニアリ故ニ産婆ハ衛生ノ道ニ從ヒ産時及ヒ養育法
ニ注意シ兼テ産婦及ヒ其家人ニ向テ之ヲ教示スヘ

世の中のみさもあしきも心せよむかしの人に増さる思ひを

第十三 結備

凡ソ産婆ノ業タル小ニシテハ一身一家ノ盛衰大ニ
シテハ富國強兵ノ一原素タル産兒ノ生命ヲ司ル至
重ノ職業ナリ故ニ産婆ハ渾テ此十三徳ノ趣旨ヲ固
守シ身体ト生命ヲ犠牲ニ供シ力ノ及フ限り其職分
ヲ盡スヘシ

國の爲人の爲には礙すらとほさむらめや身を碎きても

明治廿五年十一月七日印刷

明治廿五年十一月十日出版

(非賣品)

新潟縣新潟市寺裏通一番町第十三番戶

編輯兼發行人 笹川美壽

新潟縣新潟市營所通一番町第一百十二番戶

印刷人 小山吉太郎

2N-14

3
368

產婆 笹川美壽著述

產婆十三戒 全

明治廿五年十一月

059893-000-6

特24-246

產婆十三戒

笹川 美壽/著

M25

CBI-0143

